

加算して、実質的な公債費を算出し、「財源の規模」と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。この比率が18%を超えると自由に借入れが出来なくなります。

平成30年度における鏡野町の**実質公債費比率は、10.0%**となりました。

鏡野町の比率は、元利償還や繰入金等については減少しているものの、標準税収入額や普通交付税額等の減少額が上回ったため、3カ年平均で17%増加しており、今後においては、更に計画的な地方債の繰上償還や借入れの抑制に努め、後年度の負担軽減を図ることとしています。

#### (4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の残高を年度末（3月31日）時点で算定し、すべての負担を含めた負担額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「将来負担比率」

です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、将来の支払を約束したものの（債務負担行為）、町職員の退職手当、公営企業会計など他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担するべきものと見込まれるものなどがあります。

平成30年度における鏡野町の**将来負担比率は、74.6%**となりました。

鏡野町の比率は、地方債などの将来負担額は減少しているものの、基準財政需要額の算入見込額の減少額が上回ったことにより、昨年度と比べて2.5%の増加となりました。

#### (5) 資金不足比率

病院事業、水道事業、下水道事業など公営企業の資金不足を、流動資産や流動負債、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比

率」です。平成30年度における鏡野町の**公営企業会計の資金不足比率は表のとおりで、全ての公営企業会計で実質的な資金不足額は生じておりません。**

#### 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20%
水道事業会計	—	20%
下水道事業会計	—	20%
備考	1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。	
	2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。	

#### (参考) 平成30年度鏡野町各会計決算の状況

(単位：千円)

会計名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額(注1)
普通会計	一般会計	11,721,690	11,063,497	96,630
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	6,644	6,382	263
	奨学会特別会計	6,718	3,554	3,164
特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定)	1,851,216	1,723,080	128,137
	介護保険特別会計	1,757,966	1,662,342	95,624
	後期高齢者医療特別会計	177,574	177,447	126
特別会計	会計名	総収益	総費用	利益剰余金残高(注2)
	国保病院事業会計(損益計算書)	1,343,295	1,346,032	52,621
	水道事業会計(損益計算書)	605,066	626,139	86,637
	下水道事業会計(損益計算書)	871,296	871,217	79

(注1) 実質収支額＝(歳入決算額－歳出決算額)－(31年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高＝前年度繰越利益剰余金＋純利益(－純損失)

**お問い合わせ先 鏡野町総務課 担当：早瀬 電話(0868) 54-2111**